

意匠権侵害主張の特徴

- 請求の対象 ⇒ 製品の意匠(形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの)
 - ・ 製品の形状について、一つの訴訟で、特許権侵害と意匠権侵害の双方が主張されることが多い(例:マンホール蓋受枠事件)。
- 侵害疑義物品の発見は容易(参考:プリント配線板用コネクタ事件)。
- 本件意匠の「要部」の認定が主たる争点
- 意匠公報の図面を見ても、何が要部なのかはわからない。対比される従来意匠が特定されないと、要部を認定できない(参考:バルブ用筐体事件)。
 - ・ 警告初期段階(侵害の根拠を示す前)から従来意匠調査をする必要性
- 関連意匠の存在が影響する(参考:取鍋事件)。
- 無効の可能性は、特許侵害訴訟の場合と比較して、低い。¹

意匠権侵害訴訟の裁判管轄

▼選択可能な裁判管轄

- ① 被告の所在地
- ② 損害賠償／不当利得返還を請求する場合：原告の所在地（民事訴訟法5条、民法484条）
- ③ 不法行為地（被告意匠を実施（譲渡、生産等）した場所）
- ④ 東京地方裁判所（東日本に裁判管轄がある場合）、大阪地方裁判所（西日本に裁判管轄がある場合）

民事訴訟法5条（財産権上の訴え等についての管轄）

次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。

- | | |
|--------------|-----------|
| 一 財産権上の訴え | 義務履行地 |
| 九 不法行為に関する訴え | 不法行為があった地 |

民法484条（弁済の場所）

弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

意匠権侵害訴訟における請求の原因

- 本件登録意匠の特定(意匠公報)
- 原告が権利者であること(登録原簿)
- 被告の侵害行為(業として、被告製品を実施する行為)
 - ・ 請求の趣旨において、差止対象として記載した全ての実施行為を主張・立証する。
 - ・ 差止めの必要性は要件ではない。
- ◆ 物品類似(被告製品が本件登録意匠の物品と同一又は類似であること)
- ◆ 意匠類似(被告製品が本件登録意匠と同一又は類似であること)
- 損害賠償請求をする場合： 損害の額、競合原告製品(意匠法39条1項の主張をするとき)(参考:オムロン v. タニタ体組成測定器事件)
- ◆ 利息の不当利得返還請求をする場合： 被告の悪意
- ◆ 意匠権を譲り受けた場合： 債権譲渡の合意、対抗要件の具備
- 侵害予防措置の必要性、信用回復措置の必要性

物品類似の主張1

- カラビナ事件判決(知財高裁平成17年10月31日判決)が示した規範(判断基準)

意匠権の効力が及ぶ「登録意匠に係る物品と類似の物品」とは、登録意匠又はこれに類似する意匠を物品に実施した場合に、当該物品の一般需要者において意匠権者が販売等をする物品と混同するおそれのある物品を指すものと解するのが相当である。

- カラビナ事件判決(知財高裁平成17年10月31日判決)におけるあてはめ

そうすると、被控訴人商品と本件登録意匠に係る物品とは、物品の使用の目的、使用の状態等が大きく相違していることが明らかであり、たとえ、被控訴人商品の形態と本件登録意匠の構成態様が似ているとしても、被控訴人商品の一般需要者が具体的な取引の場で被控訴人商品と本件登録意匠に係る「カラビナ」とを混同するおそれがあるとは認め難いから、被控訴品商品は、物品の類否の観点からも、本件登録意匠の権利範囲に属するとはいえず、本件意匠権の効力は及ばないものというべきである。

物品類似の主張2

➤ 大阪高裁昭和56年9月28日(昭和55年(ウ)第542号)判決

物品の類否の判断は物品の用途と機能を基準としてすべきであつて抗告人主張の如く物品の供給される市場が同一であるか否かは右判断の基準となり得ないものと解される。そして物品の用途と機能が同じものは同一物品であり、用途が同一であるが機能に相違のあるものは類似物品であると解するのが相当である。

➤ 審査基準

意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、この場合にいう「意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること」とは、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途(使用目的、使用状態等)及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

意匠類似の主張1

- ① 本件意匠の形態(基本的構成態様、具体的構成態様)の認定
- ② 被告意匠の形態(基本的構成態様、具体的構成態様)の認定
- ③ 本件意匠と被告意匠の共通点・差異点を抽出
- ④ 類比判断(意匠法24条2項)の規範(判断基準)を定立
- ⑤ 需要者、意匠に係る物品の性質・用途・使用態様・流通过程、公知意匠を認定
- ⑥ 要部認定 →事実上、要部認定で結論が決まる。
- ⑦ 類比判断(認定した共通点・差異点、要部を上記規範にあてはめて結論導出)

意匠類似の主張2

④ 類比判断(意匠法24条2項)の規範(判断基準)を定立

➤ 遊技台の台間仕切り板事件(大阪地裁平成25年3月7日判決)

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う」ものである(意匠法24条2項)。そのため、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付ける部分を要部と把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体としての美感を共通にするか否かを判断すべきである。

- 視点の主体： 需要者 ←→ 創作説：当業者
- 「要部」抽出の考慮要素： 意匠に係る物品の性質・用途・使用態様・流通過程、及び公知意匠
- 基準： 要部を中心にして全体観察(全体としての美感が共通するか?)
←→ 混同説：混同のおそれ、創作説：美的思想

部分意匠

部分意匠の権利範囲を判断する上で、破線部分が考慮されるか？

➤ 知財高裁平成19年1月31日（平成18年（行ケ）第10318号）判決

部分意匠の物品全体における位置、相対的サイズ、範囲が部分意匠の美感に影響を与えることがあり得る。しかし、部分意匠制度の趣旨（破線部分意匠が相違しても実線部分意匠が類似であれば権利保護する）に鑑み、本件意匠と被告意匠との間の位置、相対的サイズ、範囲の差異が予定（通常予想される得る）ものであれば、相違点として考慮されるべきではない。

不当利得返還請求権（民法703条）

●消滅時効期間は10年（民法167条1項）。不法行為に基づく損害賠償請求権が消滅したときの救済手段。

第703条（不当利得の返還義務） 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

第704条（悪意の受益者の返還義務等） 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

不当利得に対する利息の請求の要件事実

- ① 利益・損失の発生 ← 通常、ライセンス料相当額が、被告が受けた利益・原告が被った損失として認定される。
- ② 利益の現存 ← 金銭については、判例上、利益が現存することが推測される。
- ③ 法律上の原因なく ← 「不存在の証明」については、存在すると主張する当事者が主張・立証責任を負担する。
- ④ 悪意＝知っていた ← 警告状の送付、警告状受領日

不当利得に対する利息の請求

- **よって書き(法律的根拠を明示する)**：「よって、原告は、被告に対し、(...)に基づき本件被告物件の販売の差止めを求めると共に、)民法704及び705条に基づき●●●●●円及びこれに対する被告が侵害の事実を知った日の翌日である●●年●●月●●日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。」
- **請求の趣旨・判決主文(強制執行のステージで「債務名義」になるので必要最小限の要素のみ記載)**：「原告は、被告に対し、金●●●●●円及びこれに対する●●年●●月●●日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」

債権譲渡

- 意匠権の移転、専用実施権の設定、独占的通常実施権の設定がなされた場合、移転登録日（独占的通常実施権設定の場合は、契約日）の前に発生した損害の賠償を請求する権利／不当利得の返還を請求する権利は、当然には移転しない。債権譲渡の契約が必要。
- この場合、指名債権譲渡（民法467条）の対抗要件を備えなければ債務者（侵害者）に債権譲渡の事実を対抗できない。
- 譲受人が、譲渡人に代わって、債権譲渡の事実を通知しても無効。
- 譲受人又は譲受人の弁護士／弁理士が、譲渡人の代理人として通知するのは有効。予め委任状をもらっておくべき。

意匠権侵害訴訟における請求の趣旨

▼差止請求

- 被告製品の特定
- 差止めを求める実施行為（製造、販売、販売の申出等）を特定

▼損害賠償請求

- 連帯債務（被告らは、・・・連帯して、・・・を支払え）か、分割債務（被告らは、・・・各自、・・・を支払え）か？
- 遅延損害金の起算点（訴状送達日の翌日、侵害が停止した日の翌日、意匠権満期日の翌日等）

▼侵害予防請求

- 予防を求める侵害行為（製品廃棄、金型廃棄、半製品廃棄等）の特定

▼信用回復請求

強制執行

- 執行裁判所（東京地方裁判所民事第21部）に申し立て、**債務名義**に基づき実行する。
- **債務名義**：確定判決、和解調書、執行承諾文言付き公正証書、確定した仲裁判断、執行判決（内容の適正は審理されない。手続の適正のみが審理される。）がなされた確定した外国裁判所の判決など
- 執行裁判所は**債務名義**である判決主文のとおりにより執行する。 → 原告代理人は、請求の趣旨で、執行可能性を考慮して物件を特定する。執行裁判所が物件を認識できるか？ 僅かな改変で特定の範囲から外れることにならないか？

半製品

- 侵害予防請求の対象になる半製品

- それなしには侵害行為が成立しないもの⇒本件意匠の要部を具備するが完成に至らないもの

- 半製品の特定

- 「半製品（鋳型から取り出した後完成に至らないもの）」（マンホール蓋用受枠事件の控訴審主文）
- 「半製品（別紙被告製品図面記載の構造※を具備しているが製品として完成に至らないもの）」

※ 本件意匠の要部を含む構造

請求の趣旨の例

1. 被告被山製作所株式会社は、別紙被告物件目録記載のドライバーを製造し、譲渡し、又は譲渡のために展示してはならない
2. 被告被山製作所株式会社は、別紙被告物件目録記載のドライバーの完成品及び半製品(別紙被告物件目録記載のドライバーの頭部、胴部及び首部を備えているが、脚部(絶縁部)又は軸部を備えず、ドライバーとして完成していないもの)を廃棄せよ
3. 被告被山商事株式会社は、別紙被告物件目録記載のドライバーを譲渡し、又は譲渡のために展示してはならない
4. 被告被山商事株式会社は、別紙物件目録記載のドライバーを廃棄せよ
5. 被告らは、原告に対し、連帯して1652万円及びこれに対する訴状送達の日[※]の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
6. 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

債務不存在確認訴訟の請求の趣旨について、テキスト536頁を参照。

※ テキスト535頁参照

被告物件目録
下記型式のドライバー
GD1234-P
GD1234-M

消滅時効の抗弁1

- 不法行為に基づく損害賠償請求権は消滅時効期間が短い: 侵害の事実を知ってから3年。
- 被請求人は承認しないよう注意。判例上、一部でも承認すると債権全部について時効中断効が発生する。
- 消滅時効は、裁判上の請求(訴訟・仮処分)又は承認により中断する(民法147条)。ただし、催告(裁判上の請求でない請求)も6か月間の暫定的中断効がある(民法153条)。
- 一部請求の時効中断効
 - 判例上、残部には時効中断効が及ばないものの、継続的な催告がなされているとみなされる。
 - 一部であることを明示→残部の訴えは、二重起訴にならない。
- 不当利得返還請求権の消滅時効は、侵害時から10年。

消滅時効の抗弁2

- 消滅時効は「抗弁」(請求原因と矛盾しない主張の提示)

←→ 否認(請求原因と矛盾する主張の提示 ex. 類似していない。
販売したことはない。)

- 抗弁の要件事実が被告が主張・立証責任を負担する。
- 裁判所は被告が主張しない抗弁事実(主要事実)を認定してはならない(弁論主義)。ただし、当事者が主張・立証した事実についての法条を適用するかについては裁判所に裁量権がある。

■ 損害賠償請求権の消滅時効の抗弁の要件事実 ⇒

- ① 原告が侵害の事実を知ったこと
- ② 知った日(3年以上前の日)
- ③ 援用(民法145条)(ex.「被告は原告に対し本答弁書の送達をもって消滅時効を援用する。」)

権利無効の抗弁の種類

◆特許法104条の3(特許無効の抗弁)が準用されている。

●新規性欠如

従来意匠と同一(意匠法3条1項1、2号)、従来意匠と類似(意匠法3条1項3号、24条2項)(例:バルブ用筐体事件)

● 意匠法24条2項(意匠の類似)

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

- 権利無効の抗弁に係る類否(意匠法3条1項3号の「類似」)の判断基準は、本件意匠と被告意匠の類否(意匠法23条の「類似」)についての裁判所の判断基準と同じであると考えられる。
- 物品同一／類似を主張・立証する必要がある。

●創作容易(意匠法3条2項)

創作容易を理由とする権利無効の抗弁

- 視点の主体： 当業者
- 比較対象：「公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」(物品のデザインでなくてもよい)
- 創作非容易性の判断基準(創作容易な場合)
 - ① 置換(公知意匠の一部をありふれた手法で他の公知意匠に置き換えたに過ぎない)
 - ② 寄せ集め(複数の公知意匠をありふれた手法で寄せ集めたに過ぎない)
 - ③ 配置変更(公知意匠の構成要素の配置をありふれた手法で変更したに過ぎない)
 - ④ 公知意匠において比率・数を適宜変更したに過ぎない
 - ⑤ ほとんどそのまま(自然物又は公知デザインをほとんどそのまま物品の意匠として表したに過ぎない)
 - ⑥ 商慣習上の転用(非類似の物品の間に転用の商慣習がある場合において転用)

先使用の抗弁

- 独自に意匠が創作され、意匠登録出願の際、意匠の実施である事業の準備をしていた場合、当該意匠及び当該意匠と類似意匠について先使用权（通常実施権）が発生する（意匠法29条）。
 - 独自の創作：少なくとも、原告登録意匠と類似の意匠が完成に違い状態にあったことが必要。
 - 事業の準備：被告が即時実施の意図を有しており、かつ、その即時実施の意図が客観的に認識される態様、程度において表明されていたことが必要。
 - ・ 特注品については、設計図・見積もりの提示のみで準備と言える。
- 要件事実：
- ① （独自の創作）被告が、本件意匠に類似する意匠を、本件意匠を知らないで自ら創作した。／第三者がかかる創作をし、被告がその創作を知った。
 - ② （事業の準備）被告は、本件意匠の出願の際、日本国内において、独自に創作された意匠の実施である事業の準備をしていた。
 - ③ 被告意匠の実施は、上記事業の目的の範囲内である。
 - ④ 被告意匠は、独自に創作された意匠に類似する。

損害賠償請求に対する固有の抗弁

●「(原告が)販売することができないとする事情」(意匠法39条1項)

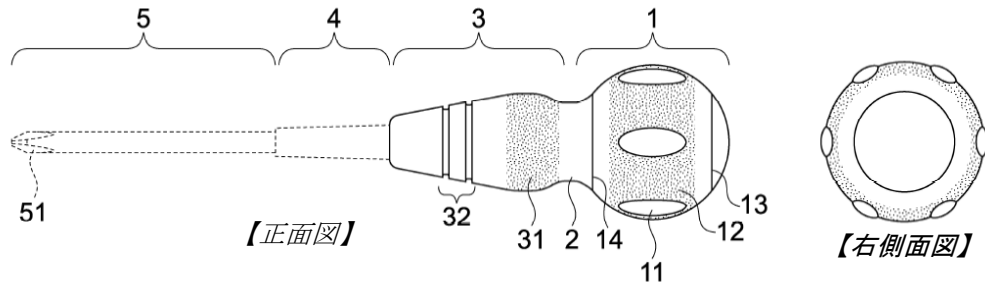
考慮要素:

- 被告の営業努力が貢献した。
- 被告の販売網が大きい。
- 被告のブランド力が貢献した。
- 被告製品の品質が優れていた。
- 被告製品の価格が安かった。
- 市場に競合する代替品があった。
- 本件意匠の寄与率が低い。(参考:爪やすり事件)

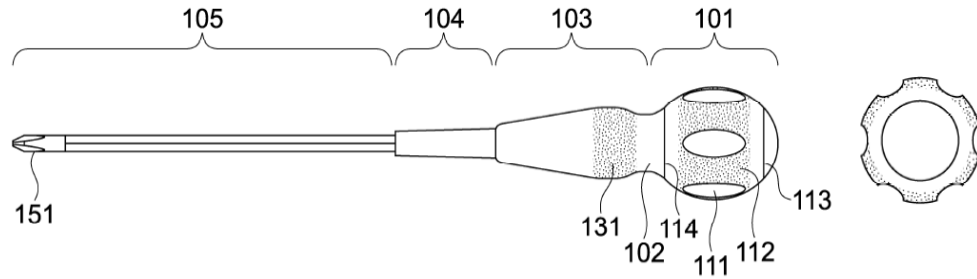
●意匠法39条2項の推定を覆滅させる事情

ドライバー事件(講義用仮想事例)

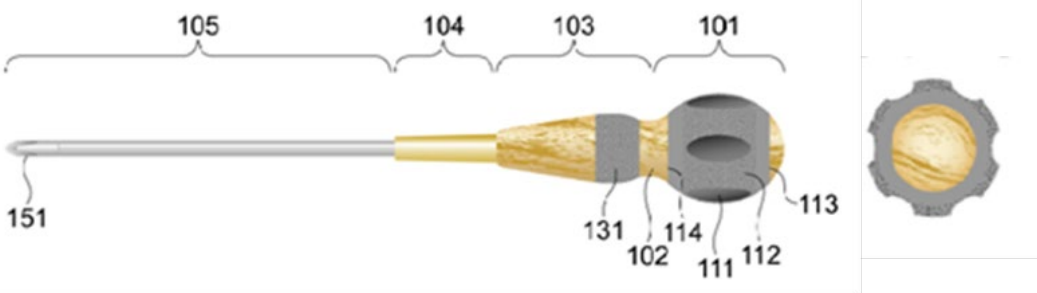
【本件意匠】



【被告意匠(原告提出図面)】

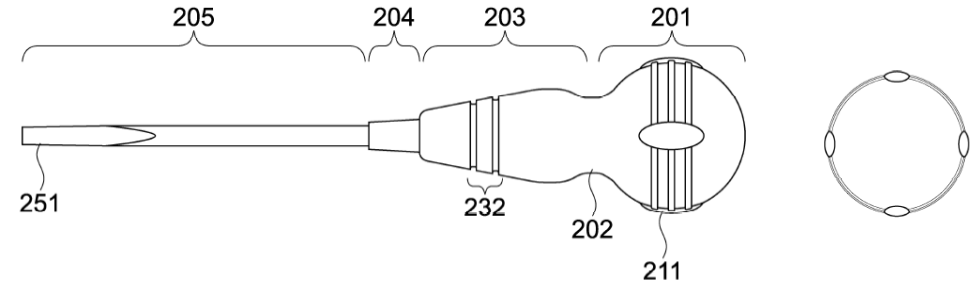


【被告意匠(原告提出図面)】

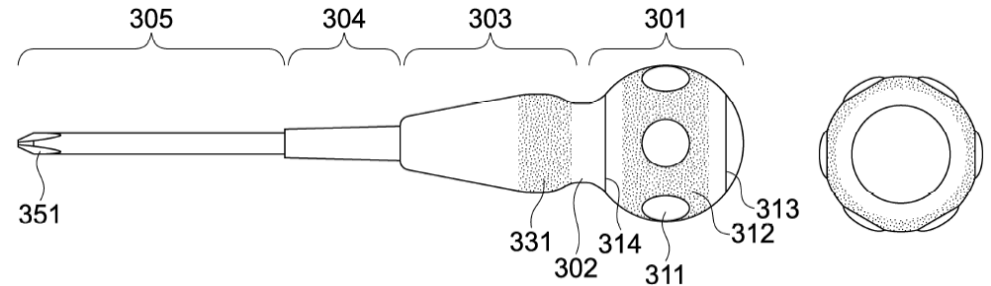


101:頭部、102:首部、103:胴部、104:脚部(絶縁部)、
105:軸部、111:滑り止め部、112:頭部梨地、
113:頭部端、114:頭部端、131:梨地模様、151:刃先

【公知意匠1】



【公知意匠2】



※ テキスト559～563頁の図を参照

【裁判例1】「自走式クレーン」事件

- 東京高裁が示した類否の判断基準

- 考慮要素

- ① 公知意匠（公知意匠に対して新規な創作部分）

- ② 意匠に係る物品の性質、用途、使用態様

- ③ 取引者・需要者

- 判断の論理

1. 上記①・②に鑑みて、取引者・需要者の（最も）注意を惹きやすい部分を、意匠の要部として、認定

2. 要部を共通にしているか否か検討

- この判断基準は、その後の裁判に受け継がれている。しかし、新規な創作部分のみが要部か？取引者・需要者がどの程度着目すれば要部なのか？は、裁判例によって、大きくぶれる。

- 実務的には関連意匠の存在が要部認定に影響すると思われる。

【裁判例1】「自走式クレーン」事件

●有効な公知意匠が提示されなかったため、抽象的なレベルの意匠特徴が要部として認定された。

●細部における相違点は多いが、いずれも要部とは認定されなかった。

●高額な損害額（実施料相当の損害額）を認定

1800万円（単価） × 528台 × 0.015（実施料率1.5%）
＝ 4 億 5 1 1 7 万円

【裁判例2】「歯科用インプラント」事件

①公知意匠（公知意匠に対して新規な創作部分）

- 原告の主張⇒ほぼ円柱状の被覆部側面に底部付近から支台部との境界付近まで形成され、底部付近のネジ溝深さよりも支台部付近のネジ溝深さが浅くなるよう形成されたネジ部の構造が本件意匠の要部である。
- 判決⇒このようなネジ部の構造は本件意匠登録出願時において公知であったから、当該構造のみが要部になるのは相当ではない。

②意匠に係る物品の性質、用途、使用態様

- 顎骨に孔を開けて被覆部を埋入、固定し、支台部に義歯を装着するのが、用途・使用態様。

③取引者・需要者

- 需要者は、歯科医師。

【裁判例2】「歯科用インプラント」事件

1. 上記①・②に鑑みて、取引者・需要者の（最も）注意を惹きやすい部分を、意匠の要部として、認定（裁判例集4頁25行～5頁8行）

- 底部から支台部の直下までネジ山
- 被覆部に「平滑部」が存在
- 支台部に「切取面」が存在

2. 要部を共通にしているか否か検討

次の点で要部において相違する。

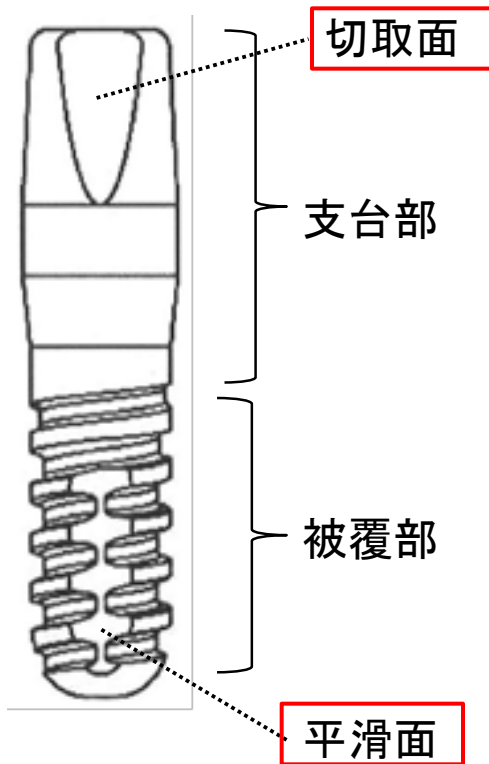
- 支台部の直下にマイクロスレッドが存在
- 被覆部に「平滑部」が存在せず、代わりにザグリ部が存在する。

【類比判断】

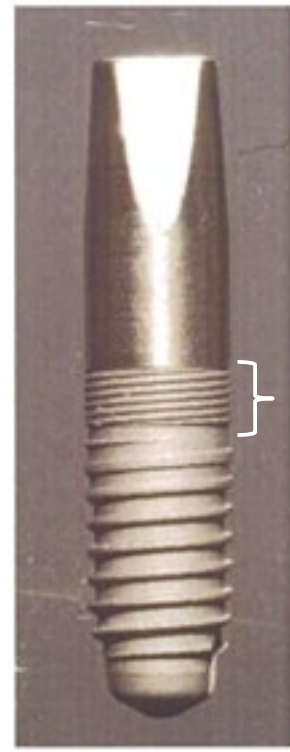
支台部に「切取面」が存在することは共通するが、要部に相違があるため、看者に対し全体として異なる美観を与える。

【裁判例2】「歯科用インプラント」事件

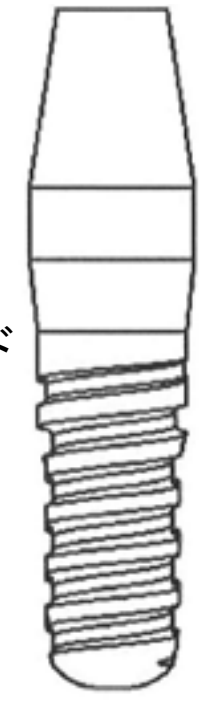
本件意匠
(右側面図)



被告意匠 1
(右側面写真)



本件意匠
(平面図)



被告意匠 1
(平面写真)



【裁判例3】「遊技台の台間仕切り板」事件

乙2意匠

➤ 隣接するパソコンその他の事務作業空間を仕切るパネルの意匠

乙6意匠

➤ 作業用区画構成用間仕切りに係る意匠

【大阪地裁】

「乙2意匠に係る物品及び乙6意匠に係る物品は、具体的な用途こそ、本件意匠に係る物品である遊技機間の間仕切り板とは異なるが、隣接する作業空間を物理的に間仕切る板状の物という点で用途及び機能を共通にしている。そのため、乙2意匠に係る物品及び乙6意匠に係る物品は、それぞれ本件意匠に係る物品と類似しており、本件意匠の要部及び類否判断において、乙2意匠及び乙6意匠を参酌すべきである。」

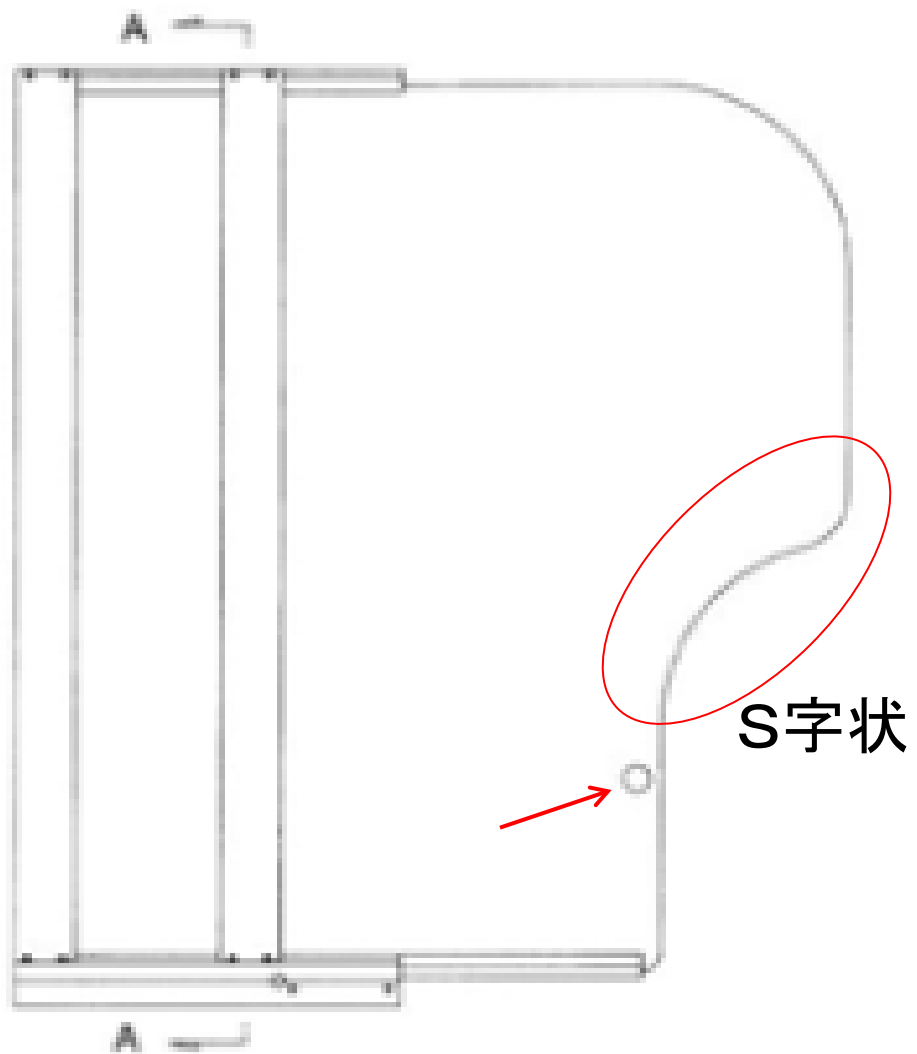
【裁判例3】「遊技台の台間仕切り板」事件

【大阪高裁】

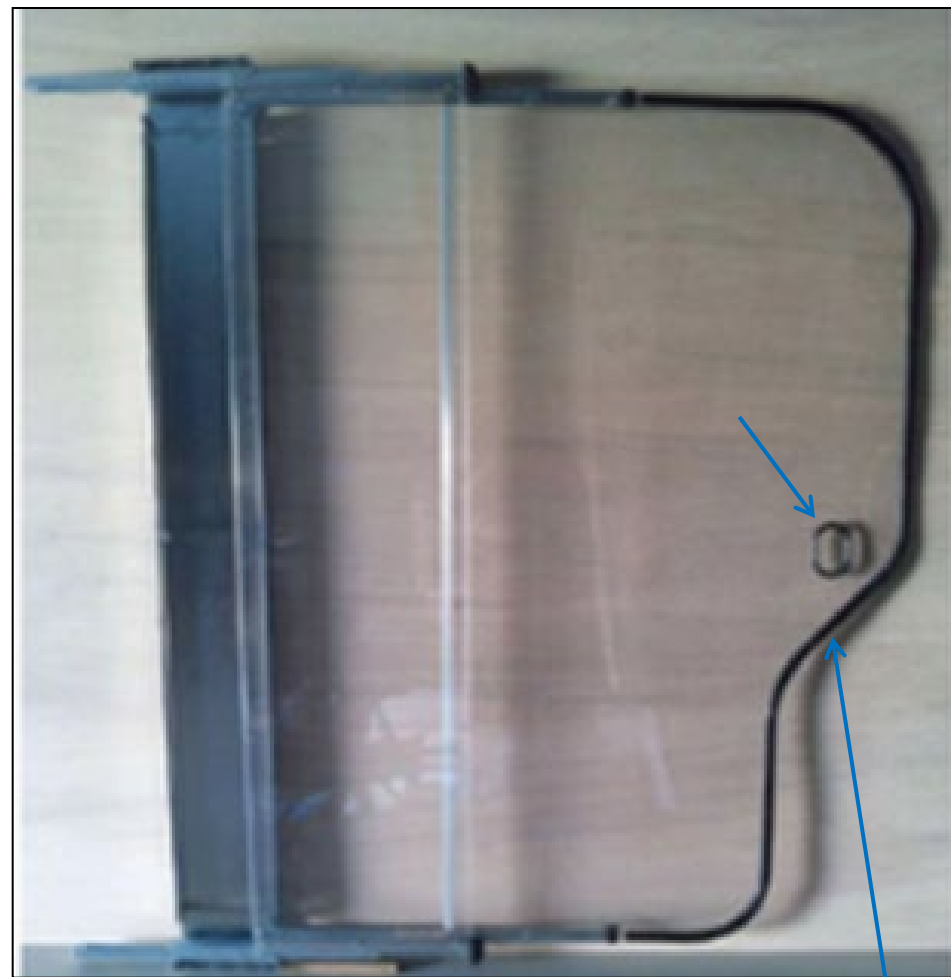
「乙2意匠及び乙6意匠は、いずれも個室作業スペース(プライバシー)を維持しつつ作業者の移動の便宜を考慮するという用途と機能を有するものである(仕切り板前方下部の切欠きも、デスクより下に位置する。)

といえる。これらに対し、本件意匠に係る物品である遊技機間の間仕切り板は、本件意匠の実施品(甲3の1ないし3)及び被告商品、そのほか甲12, 13(意匠公報), 甲17(雑誌記事), 甲18(意匠公報)及び乙3(雑誌記事)に示されたものが全て透明な板を使用し、隣の遊技者の喫煙の煙や音声を抑制するとされているように、プライバシーの維持と反対に、むしろ見通しをよくし、かつ喫煙の煙や音声に考慮したものである。そうすると、上記公知意匠も本件意匠も、いずれも空間を仕切る板状のものとはいいい得るものの、用途と機能において同一又は類似とは認められない。したがって、本件意匠の要部を検討する上で、公知意匠として乙2意匠、乙6意匠を参酌するのは相当でない。」³⁰

本件登録意匠



被告製品



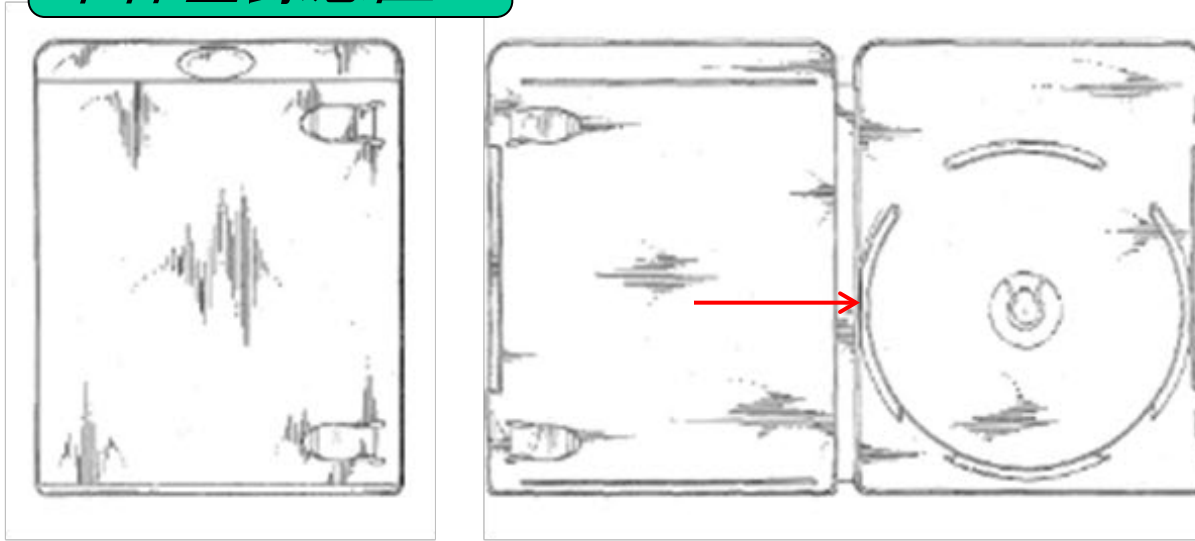
直線的

【裁判例4】「ディスク包装用容器」事件

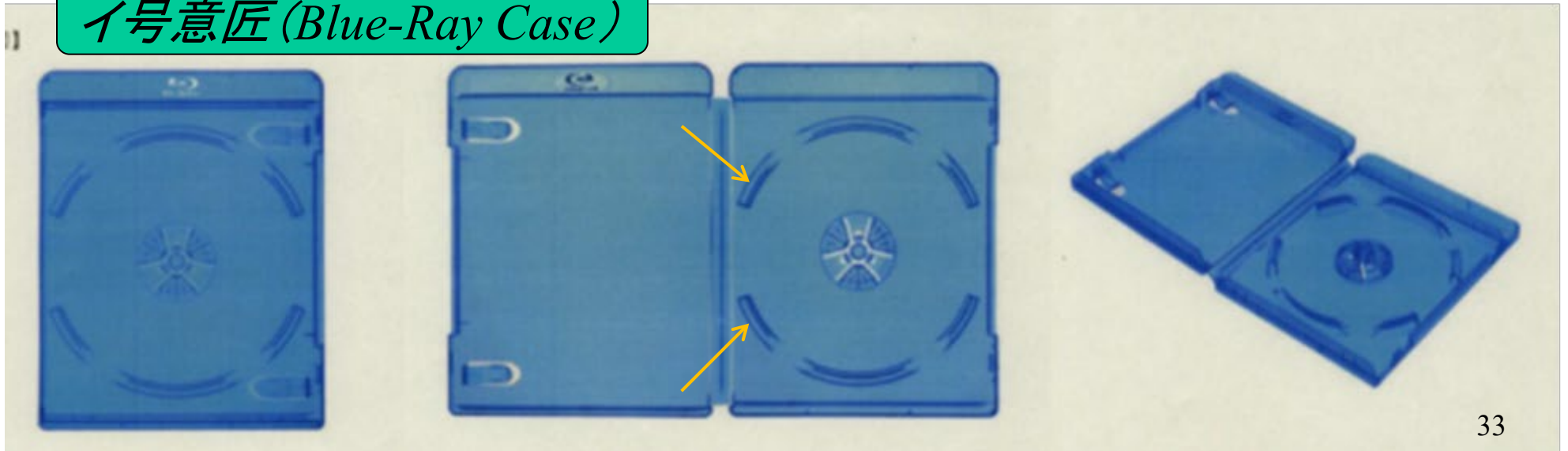
【類比判断】

「本件意匠は、基台部内側の下寄りの位置に4つの土手状の支持部があるのに対し、被告意匠は、・・・両者に囲まれた部分の中央部の留具を取り囲むように上下に6分割された土手状の支持部が外周部上にあるという点で、本件意匠の要部において大きな差異があるから、これらの差異により、本件意匠と被告意匠は、看者に対し全体として異なる美観を与えるものである。そして、本件意匠と被告意匠には、上記(1)アのと通りの共通点があり、その中の蓋部表面上端部に形成した帯状凹部とその中央部に配した楕円形状の線は本件意匠の要部であるが、その他の共通点は公知の意匠にある構成であるから、上記の相違点が看者に与える美観の相違を凌駕するものではない。」

本件登録意匠



イ号意匠 (Blue-Ray Case)



「模造まつげケース」意匠権侵害差止等請求事件

東京地裁平成20(ワ)36851, 平成22 年5 月14 日(民40 部)判決

被告商品の 名称説明



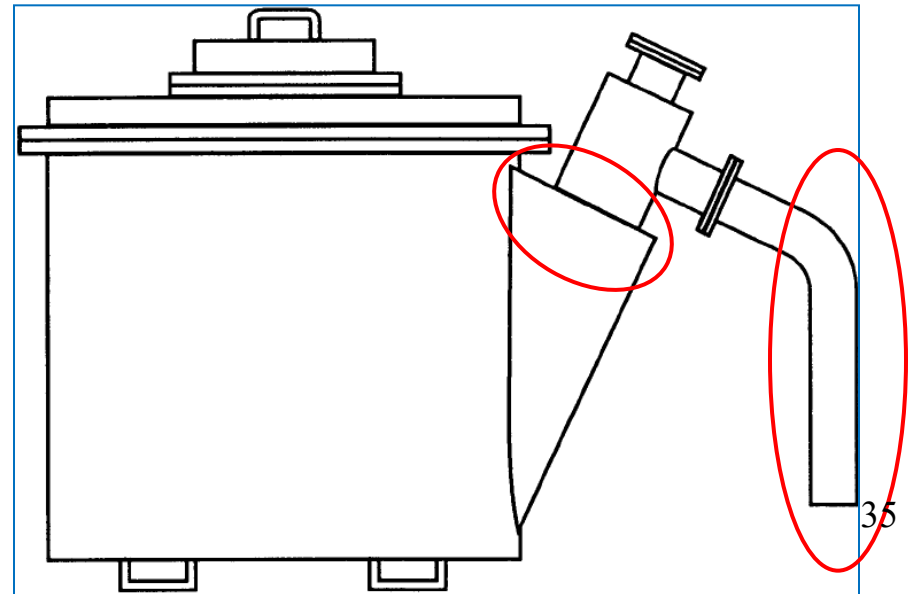
【裁判例7】「取鍋」事件

◆突出し部4、配管5の形状の差異～関連意匠の影響（東京地裁）

「・・・美感の差異を生じさせるような顕著な差異ではない。このことは、本件意匠を本意匠とする関連意匠（意匠登録第1137869号）の意匠公報（甲14）によれば、突出し部とその上方に設けられたパイプ状部材の形状・長さが被告意匠と全く同一であって、配管が傾きを水平方向よりやや下方向に変え、さらに、その傾きを直角にほぼ下向きに変えた後、取鍋本体1の高さの2分の1ほどの長さまで伸びてから開口している具体的構成態様の意匠が本件意匠の類似意匠として登録されていることから裏付けられ、この構成が本件意匠と類似することは明白である。」※

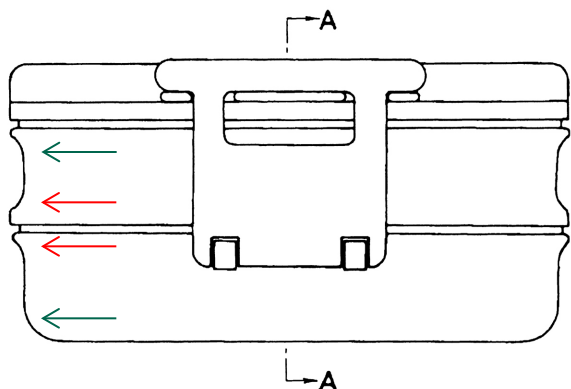
※知財高裁判決は東京地裁判決の意匠類似の理由を引用

【関連意匠】

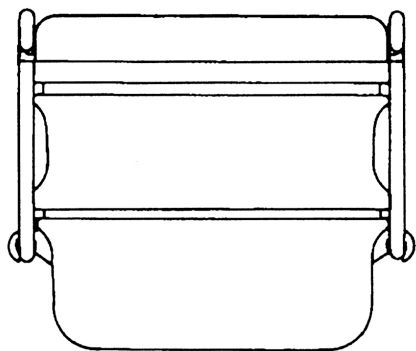


本件意匠

正面図

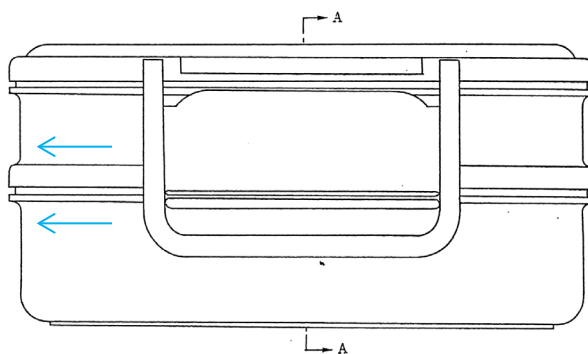


右側面図

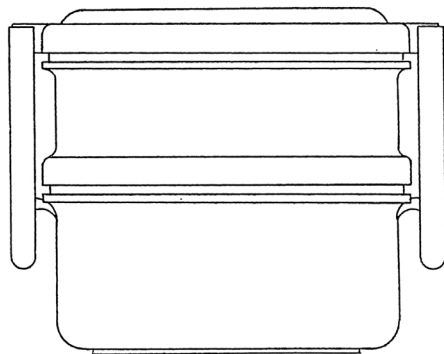


被告意匠

正面図

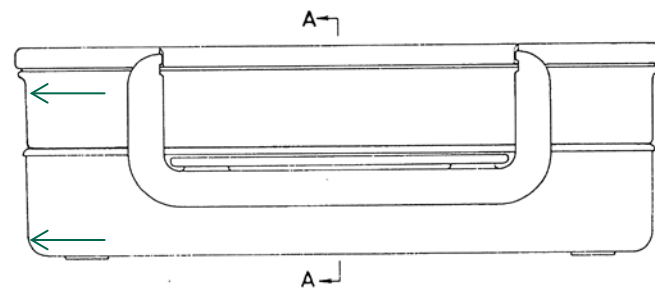


右側面図

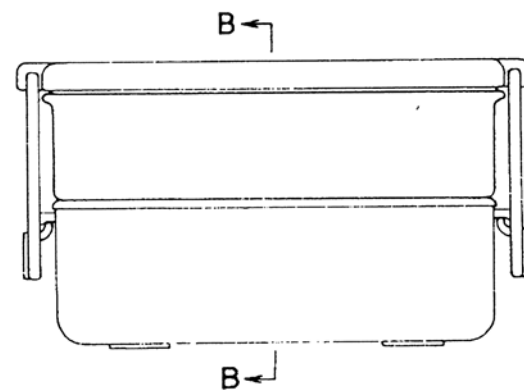


公知意匠

正面図



右側面図



【裁判例9】「衣料用ハンガー」事件

- 「半円状の薄板」(銘板プレート)が要部か否かが争われた。

【裁判所の要部認定】

- 使用態様(ハンガーがかけられた状態)に鑑みて、需要者は、通常、正面又は背面から観察する。
 - 首部に付けられた「半円状の薄板」は需要者の着目点。
- 公知(乙2)意匠に「半円状の薄板」が表れることは考慮されなかった。

【裁判例11】「立体フェイスマスク」事件

【類比判断】

「本件本意匠と被告意匠とは、上記ア（イ）の差異点が認められる。しかしながら、これらはいずれも本件本意匠の要部に関するものではない。左側外形線の下部の突起部分の有無（〔1〕）や下側外形線の構成（〔2〕）については、意匠全体の外縁を画するもので一定の美感を形成するものといえるが、左側外形線については、全体的な形状が共通していることからすれば下部の突起部分によってそれほど美感の相違が生じているとはいえないし、下側外形線の構成は異なるものの、本件本意匠の要部に関する共通点によって生じる美感の共通性を失わせるほどの差異とまではいえない。また、孔部の具体的形状（〔3〕）についても、孔部の位置や大きさに大差がない以上、上記程度の相違点が美感に及ぼす影響は小さいといえる。

さらに、切込線（〔4〕〔5〕〔6〕）についても、被告意匠には、本件本意匠の切込線とほぼ同じ位置に切込線があることからすれば、その具体的な構成の差異は美感を異にするとまではいえない。

また、右側外形線に対応する矩形の配置（〔7〕）についても、そもそも矩形自体が細かい上、矩形の配置に需要者が着目するともいえないことからすれば、この点が美感に及ぼす影響もまた小さいといえる。

したがって、本件本意匠と被告意匠とは、その美感を共通にするものであって、類似すると認められる。」

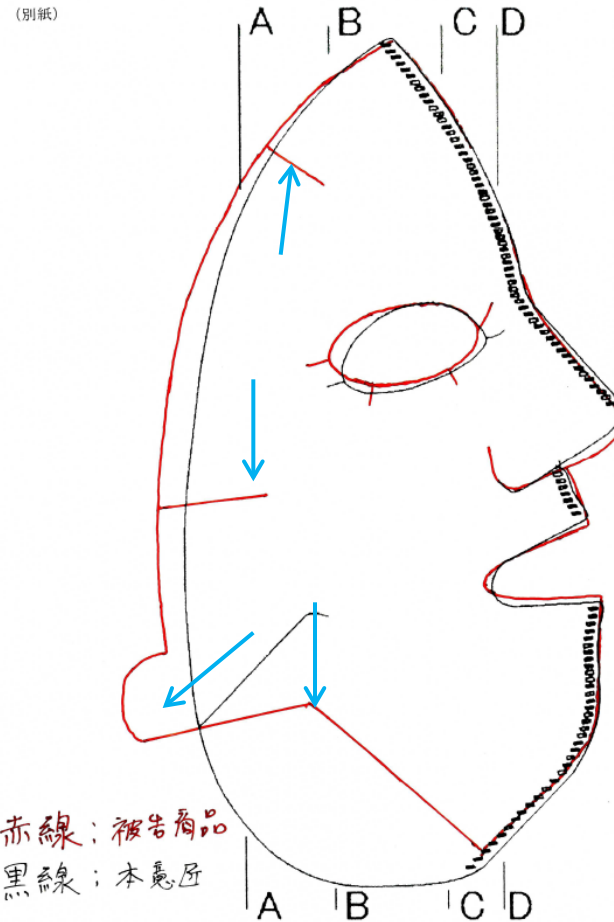
「立体フェイスマスク」意匠権侵害差止等請求事件

大阪地裁平成23(ワ)3361, 平成24年11月8日(第21民事部)判決

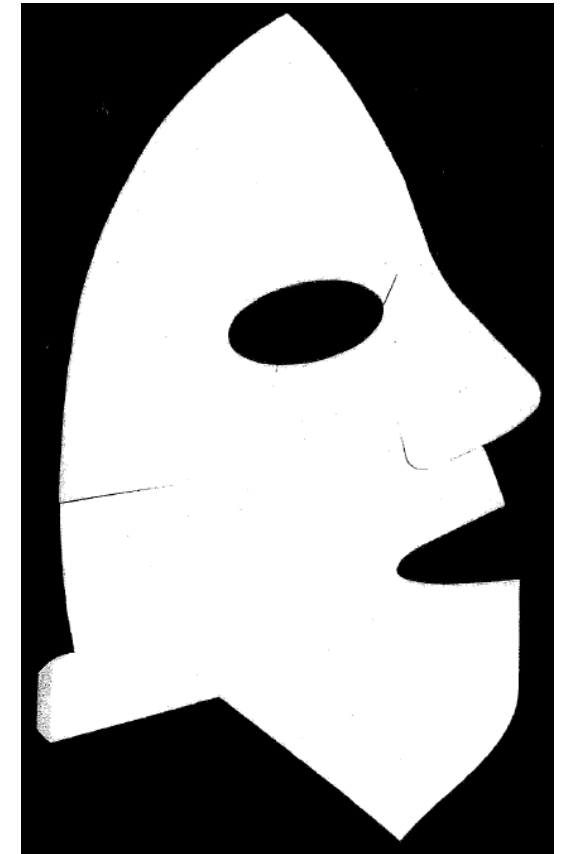
本件本意匠



意匠対照図



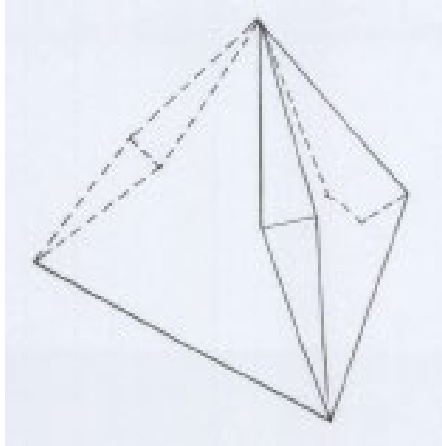
被告商品



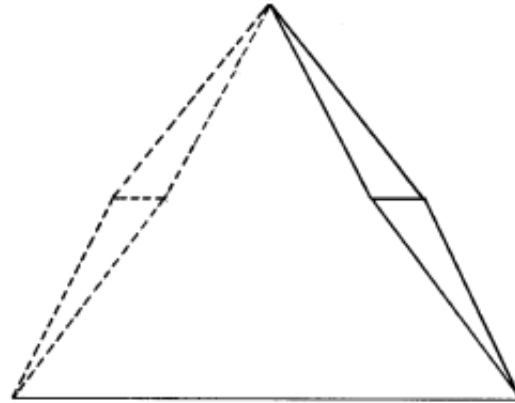
【裁判例12】「包装用箱」事件

本件意匠

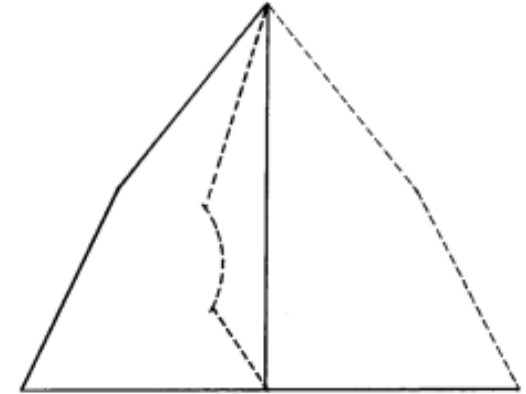
【斜視図】



【正面図】



【背面図】



被告意匠

【斜視図】

アクセントパネル



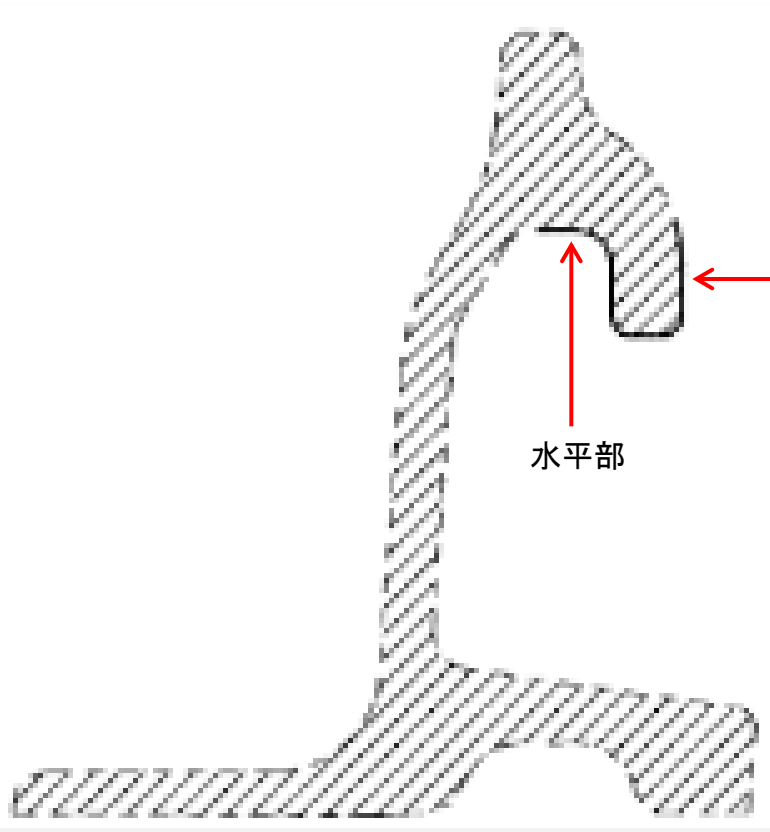
【正面図】



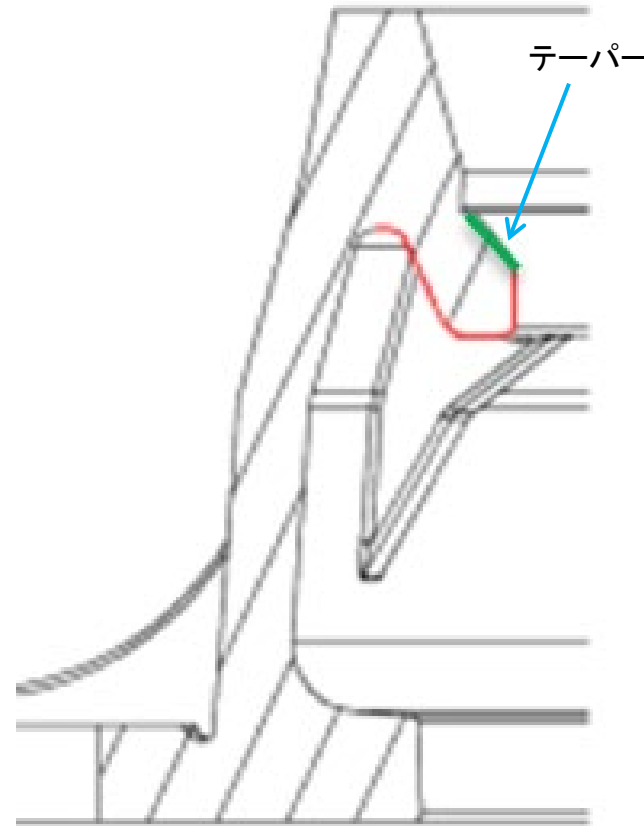
【背面図】



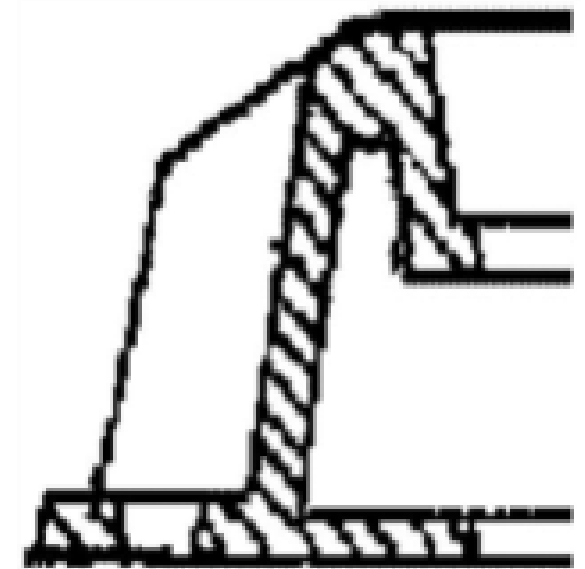
【裁判例13】「マンホール蓋用受枠」事件



(本件登録意匠A)



(被告意匠A)

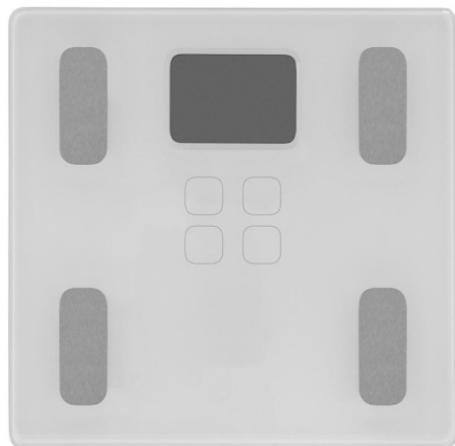


(公知意匠 乙A1)

※ **赤線部**は、意匠権者である原告(控訴人)が主張する、本件登録意匠Aと対比されるべき被告意匠Aの部分の範囲を示す。**緑線部**は、本件登録意匠Aと対比されるべき部分として争いのある範囲を示す。 41

【裁判例15】「オムロン v. タニタ体組成測定器事件」事件

【本件意匠1】



【被告意匠】

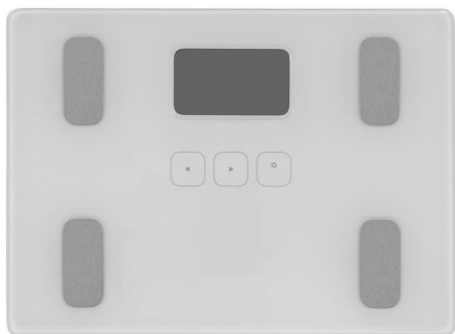
【平面図】



【正面図】

非類似

【本件意匠2】
(本件意匠1の関連意匠)



【左側面図】



【右側面図】



液晶表示部

電極部分

電極部分



スイッチ模様 (静電容量スイッチ)

類似

【底面図】



【裁判例17】「サンダル」事件

【要部認定】（公知意匠に対する目新しさ及び流通・使用形態における露出に鑑みて看者である需要者が着目する点）

➤ 需要者が着目する要部は、リブ、突起部材、及び円板状部材のデザインである。

【類比判断】（意匠の類否は、要部における共通点及び差異点を中心に検討した上で、全体として、美感を共通にするか否かに基づき判断される。）

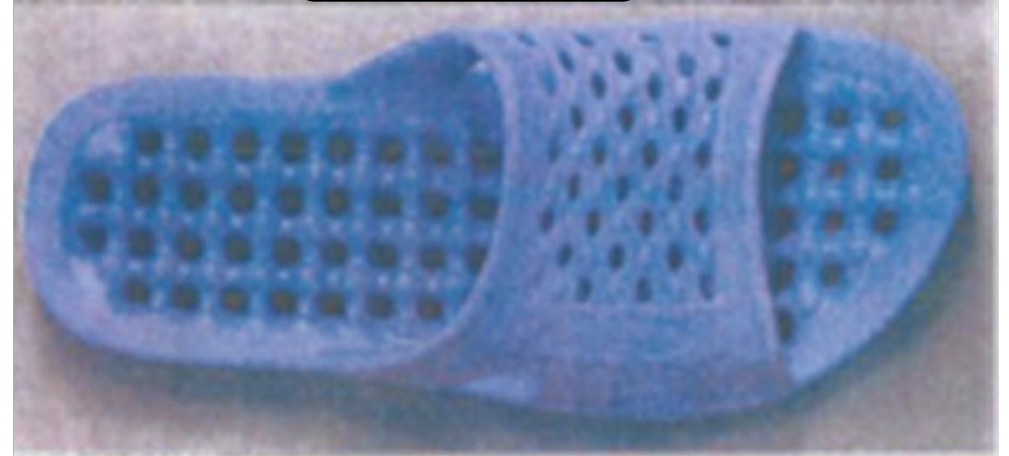
➤ 被告意匠は、要部のすべてにおいて本件意匠と同一であり、類似の美感を与える。

● 部分意匠の寄与率 7 5 %

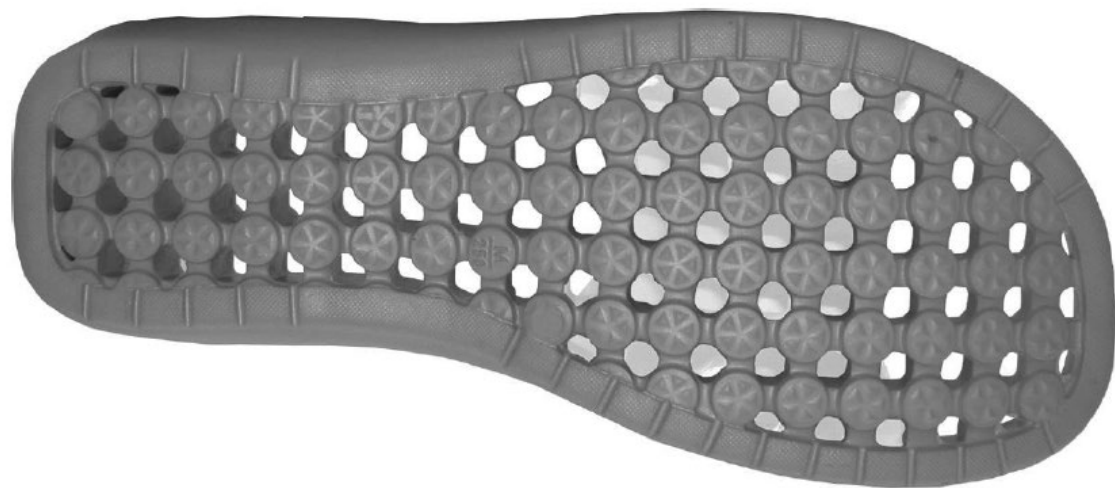
本件意匠



被告意匠



本件意匠



【平面図】

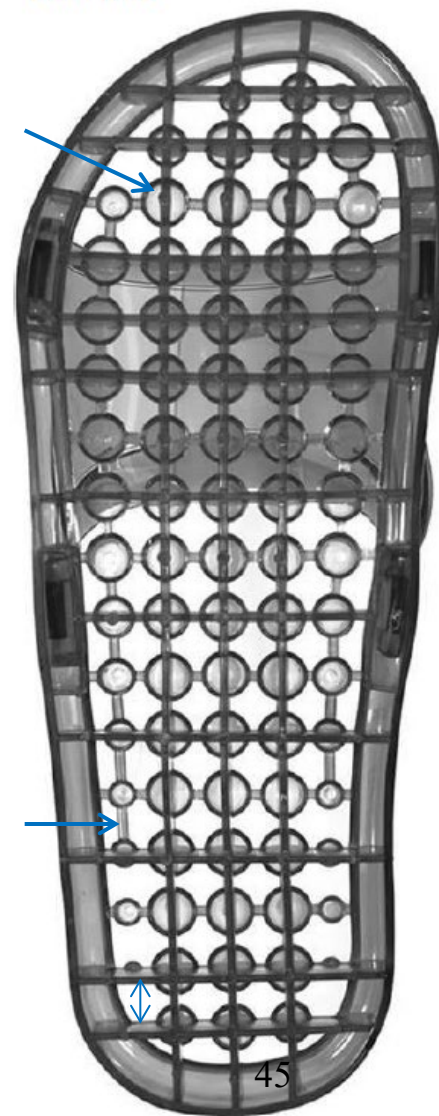


公知(乙2)意匠

【平面図】



【底面図】



【裁判例19】「化粧用パフ」事件

◆ 本件登録意匠

【意匠に係る物品】化粧用パフ

【意匠に係る物品の説明】この物品は、全体が弾性体からなる化粧用のパフであって、使用状態を示す参考図のように使用するものである。



【使用状態を示す参考図】

◆ イ号物件

【構成の説明】イ号物件はシリコンゴムにより形成された、顔面の化粧の汚れや角質等を落とすためのブラシであり…

【使用方法】 イ号物件は、クレンジング剤を顔全体になじませた後、汚れの気になる部分を中心に、円を描くようにブラシ部(エ)でこするようにして使用するものである。

【作用効果】 イ号物件は、製造が容易であるとともに、顔面の凹凸によくフィットし、毛穴の汚れや角栓までスムーズに落とすことが可能である。

【裁判例19】「化粧用パフ」事件

意匠権が及ぶ範囲は、当該意匠に係る物品と類似の物品に限定されると解される。物品が類似か否かは、機能・用途の類似性に鑑み、混同のおそれがあるか否かに基づき判断される。

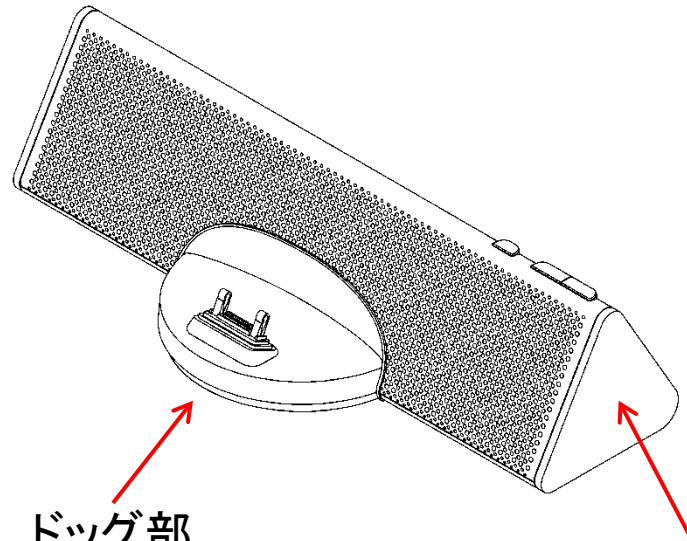


従来化粧品の塗布に使用していたパフを洗顔に転用することは、侵害開始時において、一般需要者に周知になっていた（甲第●●号証）



したがって、本件意匠に係る物品である「化粧用パフ」とイ号物件（被告物件）は、洗顔（クレンジング）という機能・用途において共通するので、物品として類似する。

【裁判例20】「増幅器付スピーカー」事件



ドッグ部

本体部

